

令和4（2022）年5月31日開催

令和4年度  
柏崎市農業委員会第24回議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会第24回総会 議事録

- 1 日 時 令和4年5月31日(火)
- 2 場 所 柏崎市産業文化会館 2階 第2会議室
- 3 議 案 議第1号 農地法第4条許可申請について  
議第2号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第3号 農地法第5条許可申請について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後2時00分

山崎事務局長

ただ今から第24回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定によりまして、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。現在の出席委員数は19人で、過半数であることを御報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の出席委員数は23人です。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

議長

それでは、6番 新澤 公明委員、14番 巻口 夏美委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 4 条許可申請について御説明いたします。

申請番号 1 扇町地内、田、797 m<sup>2</sup>。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきましては、平成 18 年頃より申請地の一部に物置を設置していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。なお、物置につきましては、一般個人住宅の建築後も継続して利用する計画となっております。

申請番号 2 善根地内、4 筆、田及び畑、合計 328 m<sup>2</sup>。一般個人住宅。第 2 種でございます。

本件につきましては、昭和 38 年頃より申請地を一般個人住宅の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 城東二丁目地内、田、242 m<sup>2</sup>。貸住宅。第 3 種でございます。

本件につきましては、平成 4 年頃より申請地を貸住宅 3 棟の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 1 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 吉井地内、3 筆、田、計 2,284 m<sup>2</sup>。石油・天然ガス採取施設拡張用地。農業振興地域における農用地区域でございます。

本件につきましては、受人の吉井鉾場中央基地の拡張用地として既に一時転用許可を受けておりますが、事業が継続中であることから、一時転用期間の終期を、令和 4 年 6 月 30 日から令和 7 年 6 月 30 日に延長するものです。

申請番号 2 荒浜二丁目地内、4 筆、畑、計 440 m<sup>2</sup>。資材置場。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人は現在、荒浜二丁目地内において、申請地とは別の土地を資材置場として利用しておりますが、売却を予定しております。このことに伴い、申請地を代替地として利用する必要性が生じたことから、当初計画していた建売住宅及び一般個人住宅の建築を取りやめ、資材置場に変更するものです。

申請番号 3 中田地内、5 筆、田及び畑、計 356 m<sup>2</sup>。住宅兼店舗。第 3 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が精米所敷地として利用する予定でしたが、市内で整骨院を営む承継者が、店舗の移転及び併用住宅の建築を計画しており、申請地を必要としていることから、当初計画を変更するものです。

議第 3 号 農地法第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 2 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 中田地内、5 筆、田及び畑、計 356 m<sup>2</sup>。住宅兼店舗。第 3 種でございます。

議第 2 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 3 に関連するものです。

申請番号 2 安田地内、畑、13 m<sup>2</sup>。店舗兼工場及び倉庫。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は現在、工場の建て替えを行っており、新たに店舗兼工場及び倉庫を建設しております。敷地の所有者は受人である法人の代表取締役であり、建て替えと併せて土地の名義を個人から法人に移転することとしています。工事の過程において、農地である申請地が含まれていることが判明し、既にコンクリート舗装が完了していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 劔地内、2 筆、田、310 m<sup>2</sup>。一般個人住宅及び農作業所。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人は渡人の息子であり、申請地を借り受けて一般個人住宅を建築する計画となっております。なお、申請地の一部において、昭和 50 年頃より、渡人が農作業所の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。農作業所につきましては、一般個人住宅の建築後も継続して利用する計画となっております。

申請番号 4 堀地内、田、938 m<sup>2</sup>。駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、隣接する共同住宅 2 棟の駐車場として利用する計画となっております。

申請番号 5 長浜町地内、4 筆、田及び畑、計 191.54 m<sup>2</sup>。宅地分譲。第 3 種でございます。

本件につきましては、隣接する宅地と合わせ、計 5 区画を宅地分譲する計画となっております。また、宅地の一部には既存住宅が 1 棟あり、土地と併せて販売する計画となっております。

申請番号 6 西本町三丁目地内、2 筆、畑、計 85 m<sup>2</sup>。集合住宅。第 3 種でございます。

本件につきましては、集合住宅の敷地の一部として利用する計画となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特

に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

その他の事項について事務局からお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後 3 時 4 5 分

柏崎市農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---